

## 国際交流支援事業の実施について

### 1. 目的

富士吉田市では、1990年より国際交流員(CIR)を採用し、市民の国際化の推進や観光客・在住外国人への対応、また、市の国際交流事業での取り組みなど多くの業務を行ってまいりました。

今後、ますます増大することが予想される地域での国際化の進展に伴い、これまで以上に国際交流員を活用した市民レベルでの国際理解教育の重要性が増してくるものと推測されます。

そこで、なおいっそうの国際理解の促進を図るため、国際交流支援事業として市民からの要望により教育機関その他において国際交流員を派遣する事業を実施します。

なお、本事業では外国語の習得を主たる目的とするもの、営利活動等を目的とするものは派遣の対象とはなりません。

### 2. 内容

- ・ 国際理解、国際交流を支援するための指導活動
- ・ 国際交流事業や姉妹都市交流事業の説明

### 3. 派遣の対象・場所

- ・ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校そのほかの教育機関
- ・ 市の研修機関
- ・ 生涯学習関連機関
- ・ 国際交流団体

会場は主催者側の手配とする。

### 4. 費用

交通費は実費弁償とする。謝金不要。

## 5. その他留意事項

- ・ 派遣日程は、国際交流員の業務日程によります。  
すべての希望に添えるわけではありません。
- ・ 派遣申し込みは派遣希望日の2ヶ月前までに行ってください。
- ・ 派遣決定後、派遣希望日の2週間前までに内容についての事前打ち合わせを市役所国際交流室で行っていただきます。
- ・ 支援事業内容についてはご希望に添えない場合もありますのでご理解下さい。

その他詳細については別添「国際交流支援事業実施要領」によるものとします。